平成30年度 幡多三市一町一村区長会連絡協議会要望事項

要望1 幡多広域的な要望事項

(5) 有害鳥獣対策について

野生鳥獣による農作物等への被害につきましては、毎年効果的な対策について地域から強く要望があります。狩猟免許の受験機会の増加、防護柵設置や防護艦購入に係る補助金等、各種助成事業による支援をいただくなかで、年間約9,000頭の有害鳥獣の捕獲数となるなど、一定の効果はあがっていますが、個体数の大幅な減少にはまだ至っていない状況にあります。

有害鳥獣による農作物等への被害は、農業経営への影響や営農意欲の減退に繋がる恐れもあることから、引き続き、被害防止対策等の取り組みについて継続的な御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(鳥獣対策課)

【回答】

県全体の被害額は平成 24 年度の 359,776 千円がピークで、平成 24 年度から鳥獣被害対策専門員や住民の方などのご協力により集落で被害を防ぐ取り組みを進めた結果、被害額は減少傾向となり、平成 29 年度はピーク時の約半分の 179,831 千円となっています。

特に、幡多地域で減少率が高く、農業被害額で見ると県全体が前年比約 10%減に対し、幡多地域では前年度比約 30%減となっています。

しかしながら、農林水産業で2億円近い深刻な被害があることや、シカの捕獲頭数が年間捕獲目標の3万頭に届かない状況を考えますと、引き続き手を緩めることなく取り組んで行きたいと考えています。

今後も引き続き事業の継続と予算の確保に努め、国へも働きかけを行うことにより、防護柵の設置やくくりわな購入への支援などを積極的に行い、被害の軽減に取り組みたいと考えています。

(知事)